

令和6年度
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

6世監第233号
令和7年3月28日

世田谷区議会議長 様
世田谷区長 様

世田谷区監査委員	田中文子
同	市川穰
同	下山芳男
同	高橋昭彦

令和6年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、本監査にあたっては、中根秀樹前監査委員は令和6年11月30日まで、市川穰監査委員は令和6年12月1日以降関与しました。

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象等	1
2	監査の範囲	3
3	実施期間	3
4	実施方法	3
5	着眼点	4
第2	監査の結果	7
1	総括意見	7
2	団体別の監査結果	10
	公益財団法人せたがや文化財団	11
	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	16
	公益財団法人世田谷区産業振興公社	19
	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	25
	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	31
	株式会社世田谷川場ふるさと公社	37
	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	42
	学校法人若山学園	47
	株式会社ネス・コーポレーション	50
	株式会社ホテルオークラエンタープライズ	52
	社会福祉法人せたがや檜の木会	55

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準（令和 2 年 2 月 13 日監査委員決定）に基づき実施した。

第 1 監査の概要

1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体（以下「出資団体」という。）、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの（以下「補助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている指定管理者（以下「指定管理者」という。）のいずれかに該当するもののうち、令和 6 年度は次の 11 団体及び担当所管部（課）を監査の対象とした。

注：補助の額は令和 5 年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注：指定管理者の指定期間は、令和 5 年度及び令和 6 年度に係る期間を記載した。

（1） 公益財団法人せたがや文化財団

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 8 億円	生活文化政策部 (文化・国際課)
補助団体	補助金 12億338万円	
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷文学館 指定期間：令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月まで	

（2） 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 5 億円	スポーツ推進部 (スポーツ推進課)

（3） 公益財団法人世田谷区産業振興公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 5 億円	経済産業部 (商業課)
補助団体	補助金 3 億8,231万円	

(4) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

区分	内容	担当所管部 (課)
出資団体	出えん金 500万円	高齢福祉部 (高齢福祉課)
補助団体	補助金 4億742万円	

(5) 一般財団法人世田谷トラストまちづくり

区分	内容	担当所管部 (課)
出資団体	出えん金 5億円	都市整備政策部 (都市計画課、住宅課) みどり33推進担当部 (みどり政策課)
補助団体	補助金 2億2,929万円	

(6) 株式会社世田谷川場ふるさと公社

区分	内容	担当所管部 (課)
出資団体	出資金 3,000万円 (出資比率75%)	生活文化政策部 (区民健康村・ふるさと・交流推進課)
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷区民健康村 富士山ビレジ・中野ビレジ 指定期間：令和4年4月から令和9年3月まで	

(7) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 8,554万円	経済産業部 (工業・ものづくり・雇用促進課) 土木部 (交通安全自転車課)
指定管理者	監査対象とした施設：レンタサイクルポート 指定期間：令和3年4月から令和8年3月まで	

(8) 学校法人若山学園

区分	内容	担当所管部 (課)
補助団体	補助金 1億324万円	子ども・若者部 (保育課)

(9) 株式会社ネス・コーポレーション

区分	内容	担当所管部(課)
補助団体	補助金 5,620万円	子ども・若者部 (保育認定・調整課)

(10) 株式会社ホテルオークラエンタープライズ

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象とした施設：スカイキャロット展望ロビー 指定期間：令和5年4月から令和10年3月まで	世田谷総合支所 (地域振興課)

(11) 社会福祉法人せたがや櫨の木会

区分	内容	担当所管部(課)
指定管理者	監査対象とした施設：松原けやき寮 指定期間：令和3年4月から令和8年3月まで	障害福祉部 (障害者地域生活課)

2 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和6年10月から令和7年1月までの間に実施した。

4 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

- ① 公益財団法人せたがや文化財団
- ② 公益財団法人世田谷区産業振興公社
- ③ 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- ④ 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
- ⑤ 株式会社世田谷川場ふるさと公社
- ⑥ 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
- ⑦ 株式会社ホテルオークラエンタープライズ
- ⑧ 社会福祉法人せたがや檜の木会

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことを踏まえた、令和5年度以降の変化に着眼して実施した。

(1) 出資団体（公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を除く）

出資や出えん（以下「出資等」という。）の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。

また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。

① 団体

ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。

ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。

エ 事業運営及び財政状況は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

② 担当所管部

ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。

イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

(2) 出資団体（公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団のみ）

団体が行う契約手続き等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。

① 団体

ア 経理規程等、諸規程は整備されているか。

- イ 契約の競争性・公正性は確保されているか。
- ウ 随意契約による場合、その理由は適正か。

(3) 補助団体

補助金等の対象となっている事業（以下「補助対象事業」という。）が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。

① 団体

- ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。
- イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。
- ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

② 担当所管部

- ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
- ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
- エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(4) 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。

① 指定管理者

- ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 再委託の手続きは適切に行われているか。
- エ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
- オ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。

- カ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
 - キ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
 - ク 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
 - ケ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
 - コ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。
- ② 担当所管部
- ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
 - ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
 - エ 物品等の貸付事務は、適切に行われているか。
 - オ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
 - カ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
 - キ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和6年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。また、担当所管部の団体に対する指導監督も概ね適切に行われていると認められた。ただし、固有の課題及び是正または改善が必要な事項等についてはその旨を監査の結果に記載するとともに、軽微な誤りや検討を要する事項については是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められたい。

今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等については、次のとおりである。

(1) 出資団体（外郭団体）の経営について

区は、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導、調整をする必要のある団体を外郭団体としている。外郭団体については、「世田谷区未来つながるプラン2022-2023（実施計画）」の中で、設立目的に沿って、団体の存在意義や事業の公益性・必要性の見直しを進めるとともに、各団体が自主性・自立性を高めるようコンプライアンス向上などのガバナンスを一層強化するとし、各団体ごとに改革に取り組んできた。さらに「新たな行政経営への移行実現プラン（令和6年度～令和9年度）」を策定し、その中で改善の視点の一つに外郭団体を掲げ、引き続き改革を推進している。

このような状況の中で、今回の監査では次のような事例が見受けられた。

- ・自動販売機の販売手数料収入を事業収益とするのではなく、基金に歳入し受取寄付金として処理しており、会計処理上、税務上の問題があった。
- ・上記に関連して、区が賃借している施設における自動販売機の設置について、担当所管部において必要な措置が取られているか確認していなかった。
- ・固定資産台帳と現物との照合が定期的に行われていなかった。
- ・棚卸資産の実務上の評価方法が、財務関係書類に記載の方法と異なっていた。
- ・関連当事者との取引に関して、確認できる書類が不備であった。
- ・役員の兼任状況を確認する明確な手続きが定められていなかった。
- ・財産目録において、前例を踏襲し、毎年同じ記載で実態と乖離していた。

各団体においては、各種法令や基準等を理解し、適切で効率的な経理・会計事務を行われたい。また、担当所管部においても、自らが適切な処理を行うことは言うまでもなく、各団体に対して適切な指導・調整に一層努められたい。

さらに、「新たな行政経営への移行実現プラン」においては、外郭団体の有する専門性や区内の各活動団体とのネットワーク、行政よりも柔軟な事業展開ができるといったメリットを最大限に活かすことで、区が直接実施することが難しい事業などを、区民により身近な場所で積極的に展開し、区との連携をさらに強めていくとし、これらの事業実施のため、人材育成やDXの推進、歳入の強化等を図り、組織力を向上していくともしている。

各団体が創意工夫を凝らした取組みを行うためには、事業執行に必要な知識や経験、能力をもった人材を確保・育成することが重要であるが、各団体ともこの点が大きな課題となっている。人事や給与制度の改革などを進め、人材の確保や専門性の向上に向けて取り組んでいる団体もあるが、さらなる人材の確保・育成に努められたい。

(2) 補助金の適正な執行について

地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、区は、様々な分野で事業を実施し区民サービスの担い手である民間事業者等に補助金を交付している。補助金は、区民の税金等で賄われており、交付にあたってはその申請から決定、精算までの一連の事務が適正に行われなければならない。また、担当所管部では、補助対象事業の効果検証が求められている。

今回の監査においては、大きく問題となる事例や指摘すべき事例は見受けられなかったが、引き続き、適切な事務運営と補助事業の効果の向上に努められたい。

補助金は、社会状況の変化等に伴う区民の多様なニーズに柔軟に対応するため、国や都の制度改正が頻繁に行われることが多い。そのため、補助団体や補助金事務の区担当者の手続きが非常に煩雑で、事務処理に多大な労力を要していることがこの間言われてきた。これらは、補助金事務の誤りや遅れにつながるだけでなく、補助申請を行う側、受ける側ともに、事務に関わる人材の活動を阻害することにもなる。

こうした状況に対し、今回保育事業に関する補助金については、補助金交付事務の一部の民間委託やホームページへの補助金要綱等の掲載に加え、電子申請の導入、添付資料のクラウドでの共有などを進め、補助金業務の効率化の推進や正確性、利便性の向上を図ってきている。

今後も、円滑かつ適正な事務処理となるよう、DXの推進も含め、改善が図られることを期待する。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、ニーズにあった迅速な対応や住民サービスの向上を図るとともに、民間事業者等による効果的・効率的な施設運営及び利用料金制度による自主的な運営や経営努力の発揮により、経費の削減も期待できる制度である。

公の施設の設置者である区は、指定管理者からの実績報告書等により、協定書・仕様書に基づき指定管理業務が実施されているか確認・検査し、指示等を適切に行う必要がある。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・ 収蔵品の点数が多く、収蔵庫のひっ迫もあり、定期的な現物確認が行われていなかった。
- ・ 収支報告書の内容確認を正確かつ容易にするために、会計システムから容易に報告資料が作成でき、また、報告資料から会計データをたどることが可能になる方法の検討が促された。

指定管理者を担う各団体においては、会計上のトレーサビリティ確保に向け工夫するとともに、区においては協定に基づく確認・検査等に基づき適切な指導・指示を行うなど、団体との適切なコミュニケーションを図られたい。

指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、制度を導入するかしないかを含めて、幅広く各地方公共団体の自主性に委ねられている。そのため、指定管理者制度を導入し、民間事業者等の有する事業運営における創意工夫や経営手腕を発揮させるために、地方公共団体は制度を理解し、指定管理者が自主的な経営努力を発揮できる事業構造の構築とその実現を図ることが重要である。しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・ コロナ禍以降利用料金収入が低下したことに伴い、支出分との差額を指定管理料として支出している。

区では、指定管理者制度を平成 17 年度から順次導入しており、約 20 年が経過している。今一度、指定管理者制度の意義を再認識し、指定管理者制度を適用する施設の考え方や、指定管理料のあり方を精査するとともに、区と指定管理者の相互の役割を踏まえた公の施設の効果的な活用に向け、取り組まれたい。

2 団体別の監査結果

令和6年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。
なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公
の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「△」で記載した。

公益財団法人せたがや文化財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月16日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷文学館の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月28日、12月6日、12日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷文学館の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月7日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人せたがや文化財団の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
世田谷区太子堂四丁目1番1号
- ② 設立年月日
平成15年4月1日
(財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)
- ③ 設立目的
世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と、心豊かな地域社会の形成に寄与する。
- ④ 組織(令和6年9月30日現在)
- | | |
|---------------|------------------------|
| 理事会 | 11人(理事長1人、常務理事4人、理事6人) |
| 監事 | 2人 |
| 評議員会 | 10人 |
| 職員 | 137人(常勤101人、非常勤36人) |
| 理事長 | 1人 |
| 事務局 | 11人(うち常務理事兼務1人) |
| 世田谷文化生活情報センター | 70人(うち常務理事兼務1人) |
| 芸術監督 | 1人 |
| 音楽監督 | 1人 |
| 世田谷美術館 | 35人(うち常務理事兼務1人) |
| 世田谷文学館 | 18人(うち常務理事兼務1人) |
- ⑤ 主な事業内容
- ア 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画、実施及び調査研究
美術作品、文学作品の展示、演劇公演等、質の高い芸術文化を区民に提供する事業及び芸術文化作品や文化振興に係る調査研究事業を実施している。
- イ 区民の自主的な文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業
区民の自主的な文化創造活動を支援するため、活動場所の提供や講座開催などを行っている。また、文化芸術への関心を喚起するため教育普及事業を実施している。
- ウ 市民活動の支援及び振興に関する事業
NPO活動等区民の自主的なコミュニティ活動の支援と振興に関する事

業を実施している。

エ 国際的な文化交流及び市民交流の推進に関する事業

海外の芸術文化紹介や在住外国人との交流などを支援する事業を実施している。

オ 世田谷区から受託する文化振興及び交流に関する事業並びに施設の管理運営

区から文化振興事業の実施及び関連施設の管理運営を受託している。

カ その他この法人の目的を達成するための必要な事業

⑥ 決算状況

単位：円

科目	令和5年度	令和4年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,765,528,720	2,723,267,252
(B) 経常費用計	2,768,725,015	2,652,087,815
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△3,196,295	71,179,437
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	583,399	39,378
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	△583,399	△39,378
(G) 法人税、都民税及び事業税	1,728,100	786,700
(H) 当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)－(G)	△5,507,794	70,353,359
(I) 一般正味財産期首残高	846,364,753	776,011,394
(J) 一般正味財産期末残高 (H)＋(I)	840,856,959	846,364,753
指定正味財産増減の部		
(K) 指定正味財産期首残高	808,172,166	806,466,000
(L) 指定正味財産期末残高	808,790,978	808,172,166
正味財産期末残高		
(M) 正味財産期末残高 (J)＋(L)	1,649,647,937	1,654,536,919

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成15年4月の財団法人設立に当たり、基本財産8億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人せたがや文化財団に対する補助金	1,918,556,696	1,203,383,836
經常的な事業費	1,914,227,696	1,199,054,836
世田谷文化生活情報センター ・世田谷文化生活情報センターの事業運営に係る経費	884,770,382	299,068,000
世田谷美術館 ・世田谷美術館（分館3館を含む）の事業運営に係る経費	169,133,428	101,301,000
世田谷文学館 ・世田谷文学館の事業運営に係る経費	90,546,555	73,944,000
事務局 ・事務局の運営に係る経費	59,686,495	14,651,000
事業人件費 ・事業の実施に係る人件費	710,090,836	710,090,836
臨時的な事業費 ・情報ガイド発行経費	4,329,000	4,329,000

③ 公の施設の管理

区は、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館（分館3館を含む。）及び世田谷文学館について、令和4年度から令和8年度まで、公益財団法人せたがや文化財団を指定管理者として指定している。

令和5年度の指定管理料は、合計6億4,503万円となっている。そのうち、今回監査対象とした世田谷文学館の指定管理料は1億4,379万8千円である。

また、世田谷文化生活情報センターの施設のうち劇場施設の管理については、利用料金制を導入している。令和5年度の利用料金収入は、5,845万8,580円である。

世田谷文学館の令和5年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	143,798,000	人件費	21,107,000
その他の収入	2,240	施設維持管理経費	84,388,139
		事業費	36,699,189
合計	143,800,240	合計	142,194,328
		収支差額	1,605,912

3 監査の結果

公益財団法人せたがや文化財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である世田谷文学館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、公益財団法人せたがや文化財団が指定管理者となっている公の施設の一つである世田谷美術館においては、収蔵品の点数が多く、収蔵庫のひっ迫もあり、定期的な現物確認の実施が困難なため、展示の都度、現物確認が行われている。しかし、この方法では、展示されない限り現物確認の対象とならず亡失等のリスクがある。重要性に応じて頻度を定めて現物確認を実施するなど、リスクの低減を図る適正な事務の執行に努められたい。

公益財団法人せたがや文化財団は、幅広い文化・芸術事業の展開と多様な文化創造活動や市民活動などの支援の実現に向け、文化生活情報センター、美術館、文学館の各館を中心に、様々な事業を展開し、創意工夫した取組みを充実させている。また、事業の推進役を担う職員が十分な経験や知識・能力を持ち、安心して働ける環境を整えるため、人事制度改革などに取り組んでおり評価できる。引き続き、今後の団体運営を担う人材の登用・育成に努められたい。

世田谷文学館では、音楽や漫画等をテーマとした文学の枠にとらわれない多彩な企画展の開催など、独創的な発想による事業展開をするとともに、収蔵コレクションの調査・研究の成果である資料集の刊行やインターネット上でのコレクション紹介などにより、区の財産である収蔵品を有効活用し、区民の文化・芸術に触れる機会の拡大や、作家や作品に興味を持った区外の方の来館を促すことなどに寄与している。今後も区民の文化・芸術振興の充実のために、より一層の取組みを進められたい。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

団体が行う契約手続き等が適正に行われているかについて、団体発注の契約に係る事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの団体発注の契約に係る事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき監査を実施した。

なお、事務局による公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団への事情聴取及び書類調査は、令和6年11月15日に実施した。

(2) 団体の概要

監査を実施した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区大蔵四丁目6番1号

② 設立年月日

平成11年2月1日

(平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

④ 組織（令和6年9月30日現在）

理事会 12人（理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事9人）

監事 2人

評議員会 12人

事務局	58人（常勤50人、非常勤8人）
事務局長（常務理事兼務）	1人
管理課	22人
施設課	35人

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

（ア）スポーツ及びレクリエーション事業

スポーツ及びレクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

（イ）社会体育施設の管理及び運営

区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者サービスの向上を図り、広く区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

イ 自主事業

（ア）スポーツ及びレクリエーション振興事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあった教室、大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

（イ）スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができる各種事業を実施し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。

（ウ）スポーツ及びレクリエーション団体育成事業

区内のスポーツ及びレクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動の推進を図っている。

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団における団体発注の契約に係る事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団においては、原則として予定価格 100万円以上の契約が入札対象とされており、令和5年度の該当契約 108 件のうち、入札によるものが 16 件、随意契約が 92 件であった。これらの随意契約のうち、多くは、一定期間継続して履行させて質の確保を図るもの、業務が特殊で契約相手方が限定されるもの、各競技団体に委託するもの、プロポーザルによるものと

のことであった。また、団体発注の契約における随意契約適用区分のうち、多用されると問題があると考えられる適用区分について、該当契約の有無や当該案件の内容を確認したところ、不適正な契約は認められなかった。

さらに、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人であることから入札談合等関与行為防止法の対象団体となるため、その取組みを確認したところ、団体の「契約事務の手引き」に、「入札指名通知後は、所管係は事業者と連絡を取り合わない。」と明記し、入札指名通知後の業者対応は、入札担当の管理課のみ行うとのことであった。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団においては、引き続き契約の透明性、公正性、競争性の確保及び向上に努めて、契約事務を適正に執行されたい。

公益財団法人世田谷区産業振興公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月17日

実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社及び同財団の担当所管部である経済産業部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年12月4日、11日

実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社及び同財団の担当所管部である経済産業部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月27日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区産業振興公社の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区太子堂二丁目16番7号

② 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(財団法人世田谷区勤労者サービス公社の事業を引き継ぎ設立。平成 23 年 4 月 1 日に財団法人から公益財団法人へ移行)

③ 設立目的

世田谷区内の中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業へ支援等を行うとともに、区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民への勤労者福祉事業を行うことにより、地域経済を活性化し、もって活力ある地域社会の実現に寄与する。

④ 組織 (令和 6 年 9 月 30 日現在)

理事会 12人 (理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 9 人)

監事 2 人

評議員会 11人

事務局 39人 (常勤20人、非常勤 4 人、臨時職員15人)

事務局長 (常務理事兼務) 1 人

総務課 6 人

地域活性・交流推進課 17人

セラ・サービス担当課 5 人

産業振興課 10人

⑤ 主な事業内容

ア 中小企業の振興に係る支援に関する事業

創業者への支援として、創業相談 (ワンストップ相談窓口、電子メールによる簡易な相談、フォローアップ支援として創業専門相談員の派遣)、さらに創業に必要な知識の習得を目的とした創業セミナー等を行っている。

また、中小企業の経営を支援するため、融資あっせん・経営相談等を実施するとともに、商店街への顧問的診断士 (中小企業診断士) の派遣、さらに商店街の人材育成を目的とした商店街経営学校の運営等を行っている。

イ 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業

区内製造業への理解促進を図るため、世田谷のものづくりを紹介、情報の発信等を行っている。

また、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報、区内産業に関する情報等を掲載した、せたがや産業情報紙「せたがやエコノミックス」の発行を行っている。

ウ 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業

世田谷産業プラザ会議室の運営、ものづくり事業等への支援、東京都や東京商工会議所などが主催する産業交流展への出展支援等を行っている。

また、事業者との情報交流を目的とした情報交流サイトを開設・運営している。

エ 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業

多世代にわたる就労支援の拠点施設である三軒茶屋就労支援センター（三茶おしごとカフェ）を運営し、就労相談、就労支援に取り組んでいる。

また、区内を中心とする採用に積極的な企業とのマッチングの場を提供する就職面接会や経営者向けセミナー等を実施するほか、キャリアカウンセラー出張相談、社会保険・労働相談等を行っている。

オ 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業（セラ・サービス事業）

区内中小企業に勤務する勤労者等の総合的な福利厚生事業として、個々の企業では独自に実施することが難しい余暇活動助成、健康維持増進、自己啓発促進、給付に関する様々なサービスを提供している。

カ 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業

世田谷まちなか観光を推進するため、世田谷まちなか観光交流協会の運営を通して参加団体の連携を促進するとともに、三軒茶屋観光案内所の運営等を行っている。

⑥ 決算状況

単位：円

科目	令和5年度	令和4年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	495,744,744	490,812,001
(B) 経常費用計	500,141,778	496,226,726
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△4,397,034	△5,414,725
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	0	0
(G) 当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	△4,397,034	△5,414,725
(H) 一般正味財産期首残高	109,685,347	115,100,072
(I) 一般正味財産期末残高 (G)＋(H)	105,288,313	109,685,347
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I)＋(K)	605,288,313	609,685,347

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区産業振興公社補助金	506,511,632	382,306,087
中小企業の振興に係る支援に関する事業 ・創業活動支援事業、融資あっせん・経営相談の実施等	38,567,601	30,420,178
中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業 ・ものづくり事業所の紹介、せたがや産業情報紙の発行等	6,487,140	6,487,140
中小企業の振興のための交流の推進に関する事業 ・産業交流イベント事業、世田谷産業プラザ会議室の運営等	9,216,855	6,917,832
雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業 ・三軒茶屋就労支援センターの運営、就労支援セミナーや相談会の実施等	71,106,396	70,920,956
中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業 ・「セラ・サービス」の運営	103,847,875	13,004,451
区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業 ・世田谷まちなか観光の推進、世田谷ブランドの育成等	18,611,908	16,499,858
事業費人件費	174,863,037	156,129,300
事業費事業事務経費	59,416,099	59,416,099
管理費人件費	6,033,249	5,830,006
管理運営費	3,877,849	2,882,644
特定資産取得支出	14,483,623	13,797,623

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区産業振興公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区産業振興公社は、これまで培ってきた民間の事業手法と関連団体との連携による専門性を活かした地域経済産業に係る総合的な公共サービスを今後も果たしていくことが求められている。観光需要の増加等の社会状況の変化を見極め、世田谷の魅力をPRするとともに中小企業者の安定的な経営支援に尽力されたい。また、固有人材の専門性の強化をさらに図りつつ、自らも経営改革に積極的に取り組み、持続可能な財政運営に努められたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月20日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年12月6日、13日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月8日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区粕谷二丁目23番1号

② 設立年月日
平成6年9月30日

③ 設立目的

保健福祉サービスを必要とする区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区が設置する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設及び母子生活支援施設の受託運営や訪問看護事業などの公益事業の実施を通し、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、区民福祉の増進に寄与する。

④ 組織（令和6年9月30日現在）

理事会	10人（理事長1人、常務理事1人、理事8人）
監事	2人
評議員会	12人
調整役	1人
事務局	687人（常勤302人、非常勤385人）
事務局長（常務理事兼務）	1人
経営計画担当特別参与	1人
法人生産性本部	2人
統括管理本部	8人
施設介護事業部門	219人
在宅介護事業部門	272人
訪問看護事業部門	120人
委託事業部門	64人

⑤ 主な事業内容

ア 区からの受託事業

（ア）地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人が望む生活を続けるために、介護予防への早期取組みや、介護サービス等の相談支援等を総合的に行っている。また、区のまちづくりセンターや社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会と連携し、「福祉の相談窓口」として、障害者（児）や子育て家庭なども対象に、身近な相談支援を行っている。あんしんすこやかセンター28箇所のうち、6箇所の運営を区から受託している。

（イ）世田谷区福祉人材育成・研修センター事業

区の福祉人材の確保・育成・定着支援を総合的に推進していくことを目的に、福祉の理解促進、人材発掘・就労支援、各種研修等を実施する福

社人材育成・研修センターの運営を行っている。

イ 自主事業

(ア) 特別養護老人ホーム事業（芦花ホーム、上北沢ホーム）

健全な環境の下で、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の日常生活上のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援している。また、地域におけるサービスの拠点として、施設が有する資源やノウハウを有効に活用し、在宅で暮らす要介護者への支援の取組みを行っている。

(イ) 短期入所生活介護事業（芦花ホームショートステイ、上北沢ホームショートステイ）

在宅の要介護者がその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう、短期間の入所で介護や機能訓練のサービスを提供している。

(ウ) 地域密着型特別養護老人ホーム事業（^{すま}寿満ホームかみきたざわ）

施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援している。また、ユニット型施設の特徴を活かし、小規模な居住空間で利用者一人ひとりの生活リズムを尊重したケアを行っている。

(エ) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅生活を継続する上で支援が必要な高齢者や障害者（児）の居宅等にヘルパー等を派遣し、身体介護、生活（家事）援助、外出の支援等のサービスを提供している。

(オ) 通所介護事業（デイ・ホーム）

在宅の要介護及び要支援高齢者が住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう支援するため、機能訓練をはじめとする、各自に必要なプログラムを提供している。また、家族の身体的・精神的な介護等の負担軽減を図ることを目的に、食事、入浴などの日常生活上のサービスを行っている。

(カ) 訪問看護事業

疾病や障害のある在宅療養者が安心して在宅生活が継続できるよう、24時間365日、看護師・理学療法士等が訪問し適切な看護サービスやリハビリサービスを提供している。また、地域住民への啓発活動や区内の訪問看護師育成を行っている。

(キ) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護認定者に適正かつ適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成することを通して、介護を必要とする高齢者等が

心身の能力を最大限に活かし、可能な限り自立し、その人らしい生活を継続できるよう支援している。

⑥ 決算状況

単位：円

科目	令和5年度	令和4年度
(A) サービス活動収益計	3,608,788,149	3,617,315,380
(B) サービス活動費用計	3,594,968,162	3,619,573,929
(C) サービス活動増減差額 (A)－(B)	13,819,987	△2,258,549
(D) サービス活動外増減差額	22,923,173	24,282,173
(E) 経常増減差額 (C)＋(D)	36,743,160	22,023,624
(F) 特別増減差額	340,633	△146,626
(G) 当期活動増減差額 (E)＋(F)	37,083,793	21,876,998
(H) 前期繰越活動増減差額	1,210,776,550	1,194,472,942
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G)＋(H)	1,247,860,343	1,216,349,940
(J) その他の積立金取崩額	2,369,730	149,802,610
(K) その他の積立金積立額	40,168,000	155,376,000
(L) 次期繰越活動増減差額 (I)＋(J)－(K)	1,210,062,073	1,210,776,550

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資等

区は、平成6年9月の社会福祉法人設立に当たり、基本財産 500 万円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は 100%である。

② 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金	180,977,421	168,258,475
法人運営事業 ・法人本部運営経費	43,404,304	43,190,148
事業調整事務 ・事業の連携・調整、効率的かつ効果的なサービス提供のための体制整備経費	60,328,022	58,166,303
障害者就労支援 ・特別養護老人ホーム（芦花ホーム及び上北沢ホーム）における障害者雇用に係る支援経費	63,220,256	55,404,456
デイ・ホーム保守事業 ・デイ・ホーム運営に必要な施設保守経費	5,258,659	2,797,618
介護サービス事業者に対するサービス向上等支援 ・介護サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成等のための介護サービス事業者への情報提供、情報交換等の支援経費	8,766,180	8,699,950
世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金	343,081,219	216,534,000
特別養護老人ホーム芦花ホーム	197,245,214	118,321,000
特別養護老人ホーム上北沢ホーム	145,836,005	98,213,000
世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金	1,774,854	1,774,854
特別養護老人ホーム芦花ホーム	568,391	568,391
特別養護老人ホーム上北沢ホーム	885,453	885,453
特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ	321,010	321,010
世田谷区介護人材採用活動経費助成金 ・区内における介護サービスに従事する人材を確保するための活動に対する助成金	315,700	200,000
令和5年度世田谷区介護サービス事業所等へのエネルギー価格・物価高騰対策給付金 ・エネルギー価格・物価高騰による施設等の負担を軽減するための給付金		20,650,000
合計	526,149,194	407,417,329

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団において、出資の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金の補助総額は変わらないが、実績報告書「管理費・事業費内訳」に記載された事業調整事務、障害者就労支援、サービス向上等支援の額が決算書「事業団補助金事業等収益明細書」に記載された額と相違している。チェック体制を強化するなどして、適正な事務を行われたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団は、令和6年度から社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金のうち事業調整事務への補助が廃止となったことに伴い、本部ビル移転や本部のスリム化等の経営努力により本部経費を削減しており、経営の自立化に向けた積極的な取組みを評価する。併せて、人材の確保と職員の専門性の向上につなげる新たな人事・給与制度の構築を進めつつ、科学的介護の実践による職員と多職種連携での介護の取組みによる介護サービスの質の向上を図ってきた。また、外国人職員に対しては、日本人職員がバックアップするとともに、基本業務の動画マニュアルを4か国語で作成し、業務支援に取り組んでいる。さらに、福祉人材育成・研修センターにおいては、人材確保や研修だけでなく、将来を見据えて介護人材のすそ野を広げる事業も実施している。引き続き、先駆的な介護、福祉の取組みや個別ニーズに応じた多様で専門性の高いサービスを提供するとともに、区民福祉の向上に寄与されたい。

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月10日

実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月18日、22日、29日

実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月11日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した一般財団法人世田谷トラストまちづくりの概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
世田谷区松原六丁目3番5号
- ② 設立年月日
平成18年4月1日
(財団法人世田谷区都市整備公社と財団法人せたがやトラスト協会を統合して設立。平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行)
- ③ 設立目的
世田谷区において、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与する。
- ④ 組織（令和6年9月30日現在）
- | | | |
|----------------|-----|---------------------|
| 理事会 | 9人 | (理事長1人、常務理事1人、理事7人) |
| 監事 | 2人 | |
| 評議員会 | 10人 | |
| 事務局 | 60人 | (常勤31人、非常勤29人) |
| 事務局長（管理課長事務取扱） | 1人 | |
| 管理課 | 13人 | |
| トラストみどり課 | 30人 | |
| 地域共生まちづくり課 | 16人 | |
- ⑤ 主な事業内容
- ア 環境保全を図るトラスト運動事業
市民緑地、小さな森による民有地のみどり保全、3軒からはじまるガーデニング支援、園芸講習会等による民有地の緑化推進、希少生物自生地の保全等の自然環境の保全と再生、世田谷グリーンインフラ推進事業、歴史的・文化的環境の保全と活用等の活動を行っている。
また、イベントの実施等によるトラスト運動の普及啓発や、賛助会員等のトラストまちづくり会員の拡大、トラストボランティアの育成等を進めている。
- イ 地域力を育むまちづくり推進事業
地域共生のいえづくり支援による地域の交流やまちづくり活動を支える

場づくりの推進、空き家等地域貢献活用支援事業、世田谷まちづくりファンド助成グループなど区内まちづくり活動団体のノウハウや、人材ネットワークなどの情報発信及び交流機会の提供、まちづくり相談などによる区民主体のまちづくり活動の促進業務等を行っている。また、公共施設等を地域の方々とともに様々に活用し、まちの魅力を高めていくプレイスメイキング事業を行っている。

ウ 参加の輪を広げる普及啓発事業

区内小・中学校の総合学習支援における野鳥観察等への講師派遣や、自然体験教室の開催、トラストまちづくり大学の開催等による環境学習、人材育成を行っている。また、他団体等との連携、協力を行うとともに、情報誌の発行、メールマガジンの配信、ホームページの運営により情報発信を行っている。また、トラストまちづくり事業の発信拠点として、ビジターセンターを運営している。

エ 安心して住み続けられる住まい・まちづくり事業

せたがやの家の運営を行っている。また、区からの受託事業として、住まいサポートセンター事業を運営している。

オ 安全で安心できる公共施設の維持保全事業

公共工事の品質向上や安全性を高めるため講習会を開催し、区内中小事業者の育成を行っている。また、区から児童施設、教育施設、地域施設、福祉施設等公共施設の修繕業務を受託している。

カ 環境共生・地域共生に資する駐車場等の管理運営事業

キャロットパーク及び下高井戸公共駐車場を管理運営している。また、三軒茶屋地区における都市整備事業に活用したS T Kハイツを、貸事務所として管理運営している。

また、ミニ野鳥図鑑等の書籍や、てぬぐい（どんぐり、野鳥）など啓発グッズの販売を行っている。

⑥ 決算状況

単位：円

科目	令和5年度	令和4年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,178,331,601	1,185,052,445
(B) 経常費用計	1,205,415,410	1,211,348,576
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	△27,083,809	△26,296,131
(D) 経常外収益計	50,000	30,000
(E) 経常外費用計	1	1
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	49,999	29,999
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	△27,033,810	△26,266,132
(H) 一般正味財産期首残高	4,127,319,352	4,153,585,484
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	4,100,285,542	4,127,319,352
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	4,600,285,542	4,627,319,352

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出
えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

② 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
一般財団法人世田谷トラストまちづくりに対する補助金	222,561,483	152,411,078
管理部門人件費 ・役員報酬及び管理部門に関わる職員の人件費	41,287,316	26,795,334
管理部門運営事務 ・管理部門運営に係る事務費	18,936,046	9,468,023
トラストまちづくり事業人件費 ・トラストまちづくり事業に関わる職員の人件費	162,338,121	116,147,721
一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラストまちづくり事業助成補助金 ・トラストまちづくり事業の推進に係る事業費	47,942,658	43,303,224
世田谷区市民緑地事業補助金 ・市民緑地の設置及び管理に係る事業費	25,149,650	20,665,940
世田谷区せたがやの家システム住宅助成金	72,319,706	72,319,706
家賃等助成金 ・家賃の額と入居者負担額との差額分の助成、談話室借上賃料等	59,405,321	59,405,321
運営費助成金 ・せたがやの家運営に係る附帯事務費	12,914,385	12,914,385
世田谷区せたがやの家システム福祉型住宅助成金 家賃等助成金 ・家賃の額と入居者負担額との差額分の助成	60,179,300	60,179,300
合計	428,152,797	348,879,248

3 監査の結果

一般財団法人世田谷トラストまちづくりにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、下記の「是正又は改善が必要な事項」を除き、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

一般財団法人世田谷トラストまちづくりは、これまで、民有地のみどりの保全・創出、歴史的・文化的環境の保全と活用、また地域コミュニティの形成に取り組まれてきたことを評価する。今後は、安定した経営基盤の確保と専門的能力を備えた人材の育成により、業務効率の高い組織を構築した上で公益目的事業の拡充に努め、公益財団法人への移行の取組みを着実に進められたい。

【是正又は改善が必要な事項】

二子玉川分庁舎の自動販売機設置に関して、販売手数料収入を事業収益とするのではなく、一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラスト基金に歳入し受取寄付金として処理しており、会計処理上、税務上の問題があった。受取販売手数料における会計上、税務上の処理について適正なものとなるよう是正されたい。

また、区は、二子玉川分庁舎を東京都より賃借し、その一部を自動販売機設置場所として一般財団法人世田谷トラストまちづくりに利用させているが、二子玉川分庁舎における東京都との賃貸借契約では無断転貸禁止の条項が設けられており、同条項に違反している可能性がある。区においては、このことについて東京都に確認した上で、必要な措置をとられたい。

株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和6年11月12日

実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年10月11日、17日

実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年10月17日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷川場ふるさと公社の概要は、次のとおりである。

- ① 団体の所在地
群馬県利根郡川場村大字谷地 1320 番地
- ② 設立年月日
昭和 61 年 4 月 1 日
- ③ 設立目的
区民健康村諸施設の運営管理並びに世田谷区民と川場村及び村民との多様な交流事業の実施により、区民の健康増進と余暇活動の充実等に寄与する。
- ④ 組織（令和 6 年 9 月 30 日現在）
- | | |
|------|-------------------------------------|
| 取締役会 | 9 人（代表取締役 2 人、取締役 7 人） |
| 監査役 | 2 人 |
| 営業課 | 88 人（社員 32 人、嘱託社員 6 人、パートタイマー 50 人） |
| 管理課 | 3 人（社員 2 人、パートタイマー 1 人） |
- ⑤ 主な事業内容
- ア 施設運営維持管理事業
予約受付業務、フロント業務、施設設備保守管理業務、清掃・整備業務及び外構管理業務を行っている。
- イ 川場村運動公園施設運営維持管理事業
予約受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。
- ウ 川場村森の学校施設運営維持管理事業
受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。
- エ レストラン運営事業
川場田園プラザ内のレストラン及びピザ工房経営業務を行っている。
- オ その他事業
移動教室運営事業、移動教室給食賄提供事業、一般賄提供事業、川場村学校給食調理事業、売店経営事業、交流事業運営事業（健康村里山自然学校等）、再生可能エネルギー供給事業等の事業を行っている。

⑥ 決算状況

ア 損益の状況

単位：円

科目	令和5年度	令和4年度
(A) 売上高	787,272,446	736,026,126
(B) 売上原価	170,364,321	157,170,702
(C) 販売費及び一般管理費	618,099,706	585,596,404
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	△1,191,581	△6,740,980
(E) 営業外収益	9,826,176	1,171,304
(F) 営業外費用	766,057	908,748
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	7,868,538	△6,478,424
(H) 特別利益	7,617,555	4,188,000
(I) 特別損失	23,755,232	291,002
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	△8,269,139	△2,581,426
(K) 法人税住民税及び事業税	204,080	1,831,676
(L) 当期純利益 (J) - (K)	△8,473,219	△4,413,102

注：決算状況（損益の状況）は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

単位：円

	令和5年度	令和4年度
(A) 当期首残高	230,743,098	235,156,200
(B) 剰余金の配当	0	0
(C) 当期純利益	△8,473,219	△4,413,102
(D) 当期変動額 (B) + (C)	△8,473,219	△4,413,102
(E) 当期末残高 (A) + (D)	222,269,879	230,743,098

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

(3) 区の財政援助等

① 出資

区は、昭和 61 年 4 月の株式会社設立に当たり、3,000 万円を出資している。

株式会社世田谷川場ふるさと公社の資本金総額は 4,000 万円となっており、区の出資比率は 75%である。

② 公の施設の管理

区は、世田谷区民健康村(富士山ビレジ(群馬県利根郡川場村大字谷地内)・中野ビレジ(群馬県利根郡川場村大字中野内))について、令和 4 年度から令和 8 年度まで、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者として指定している。

令和 5 年度の指定管理料は、合計 4 億 827 万 2,363 円となっている。

また、これらの施設については、利用料金制を導入している。令和 5 年度の利用料金収入は、1 億 4,292 万 6,850 円である。

世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の令和 5 年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	408,272,363	人件費	239,585,321
利用料金収入	142,926,850	施設維持管理経費	139,299,744
		その他経費	170,047,774
合計	551,199,213	合計	548,932,839
		収支差額	2,266,374

3 監査の結果

株式会社世田谷川場ふるさと公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、区に提出する収支報告は、指定管理事業とその他事業とは明確に区分して作成され、かつ全事業の合計が団体の会計帳簿の合計と一致している必要がある。しかしながら、法人は会計帳簿の入力内容から必要な部分を集計するなどして当該収支報告を作成しており、収支報告に記載されている金額を会計システムの内容と照合することは容易ではなかった。今後、会計システムから容易に報告資料が作成でき、また、報告資料から会計データをたどることが可能になる方法を検討されたい。

株式会社世田谷川場ふるさと公社は、昭和 61 年の施設開設以来、区民の第 2 のふるさとづくりを進めるという健康村事業の理念に沿った施設・事業の運営を行っており、その実績を評価する。コロナ禍前の水準に施設利用者数が回復してきているとのことであるが、引き続き、より多くの区民に川場村を訪れてもらえるよう、業務効率とサービスレベルの高い施設運営や創意工夫のある交流事業の展開に期待する。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているか及び公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業計画書・予算書、事業報告書・決算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月22日

実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月21日、12月5日、11日

実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設であるレンタサイクルポートの担当所管部である土木部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月21日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの概

要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区宮坂一丁目 24 番 6 号

② 設立年月日

昭和 53 年 7 月 9 日

（世田谷区高齢者事業団（任意団体）として発足。昭和 55 年 12 月 1 日に社団法人シルバー人材センター世田谷区高齢者事業団となり、平成 2 年 7 月 1 日に社団法人世田谷区シルバー人材センターに名称変更。平成 23 年 4 月 1 日に社団法人から公益社団法人へ移行）

③ 設立目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

④ 組織（令和 6 年 9 月 30 日現在）

理事会 11名（会長 1 名、副会長 1 名、常務理事 1 名、理事 8 名）

監事 1 名

事務局 37名（常勤17名、非常勤 2 名、臨時18名）

事務局長（常務理事兼務） 1 名

本部事務局 26名

烏山支部室 10名

⑤ 主な事業内容

ア 臨時的かつ短期的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供（就業は雇用によるものを除く。）

区からの各種公共事業や指定管理者に関する業務、民間企業からの各種業務のほか、植木^{せん}剪定や家事援助サービス、除草等の業務を家庭から受注し、各会員へ就業の機会を提供している。

また、受注業務の発注量・職種の拡大などを図るため、全理事による発注者への訪問活動を行っている。

イ 高齢者に対する就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

入会時研修、自転車等駐車場の就業会員全員への接遇研修、植木^{せん}剪定や

毛筆筆耕などの技能研修、家事援助サービス就業会員研修などを実施している。

ウ 社会奉仕活動等を通じた高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

会報「シルバーせたがや」の発行やリーフレットの配布、ホームページによる情報発信、WEB広告などを通し、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業のPRや各種教室の受講生募集などを行っている。

⑥ 決算状況

単位：円

科目	令和5年度	令和4年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,508,426,596	1,427,829,304
(B) 経常費用計	1,511,988,668	1,430,306,873
(C) 当期経常増減額 (A)－(B)	△3,562,072	△2,477,569
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	3,605,806
(F) 当期経常外増減額 (D)－(E)	0	△3,605,806
(G) 当期一般正味財産増減額 (C)＋(F)	△3,562,072	△6,083,375
(H) 一般正味財産期首残高	110,263,665	116,347,040
(I) 一般正味財産期末残高 (G)＋(H)	106,701,593	110,263,665
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	174,177	229,319
(K) 指定正味財産期末残高	119,035	174,177
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I)＋(K)	106,820,628	110,437,842

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

① 補助金

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業補助金	219,506,317	85,540,527
管理運営 ・管理職員人件費	43,365,134	28,058,000
事業運営 ・事業職員人件費、事業費	176,141,183	57,482,527

② 公の施設の管理

区は、自転車等駐車場54箇所、レンタサイクルポート7箇所について、令和3年度から令和7年度まで、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターを指定管理者として指定している。

令和5年度の指定管理料は、レンタサイクルポートについて、自転車維持管理業務として900万円となっている。なお、自転車等駐車場については、指定管理料の支出はなかった。

また、自転車等駐車場及びレンタサイクルポートの管理については、利用料金制を導入している。令和5年度の利用料金収入の合計は6億3,177万8,600円で、そのうち、今回監査対象としたレンタサイクルポート（桜上水南外6箇所）の利用料金収入は4,501万5,600円である。

レンタサイクルポートの令和5年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	9,000,000	人件費	25,850,682
利用料金収入	45,015,600	施設維持管理経費	22,471,986
		事務費	3,444,016
		区への納付金	2,248,916
合計	54,015,600	合計	54,015,600
		収支差額	0

3 監査の結果

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターにおいて、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設であるレンタサイクルポートの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、財産目録において、毎年同じ記載で実態と乖離している事例があった。財産目録の作成にあたっては、前例踏襲に陥ることなく適切な記載に努められたい。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、受注、会員数ともに減少する中、家事援助サービスの拡大やパソコン教室、趣味活動のカルチャー教室等の独自事業に取り組むなど契約金額、会員数の拡大に努めてきた。契約金額、会員数については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い復調傾向にある。また、新たに準備している東京都シルバー人材センター連合が進める人材派遣事業に関しては、事業リスクも検証しながら進めるなど、会員の活躍の場の拡充と会員増加に引き続き積極的に努められたい。さらに、当センターの契約金額の約45%を占める公共事業、指定管理者事業のうちレンタサイクルポートの指定管理施設について、区で廃止が検討されていることから、廃止による影響が最小限になるよう対応に努められたい。

学校法人若山学園

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、桜の詩保育園ほか2施設における認可保育園の補助対象事業に関する令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月14日

実施内容 学校法人若山学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月22日、28日

実施内容 学校法人若山学園及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した学校法人若山学園の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

埼玉県北本市深井五丁目100番地

② 沿革

昭和45年に設立し、幼稚園、認可保育園、小規模保育施設の設置・運営を行っている。世田谷区では平成29年に桜の詩保育園、平成31年に天使の詩保育園、令和3年に若葉の詩保育園を開設した。

③ 認可保育園の所在地

名称	所在地
桜の詩保育園	世田谷区桜丘四丁目26番22号
天使の詩保育園	世田谷区下馬六丁目51番18号
若葉の詩保育園	世田谷区野沢三丁目13番5号

(3) 区の財政援助等

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
桜の詩保育園	46,143,465	36,235,320
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	10,905,000	10,905,000
世田谷区保育推進事業補助金	4,170,000	4,170,000
世田谷区保育所等における送迎バス等 安全対策支援事業補助金	2,221,856	2,000,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,880,000	2,880,000
世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業 補助金	25,966,609	16,280,320
天使の詩保育園	44,236,553	32,214,900
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	8,524,000	8,524,000
世田谷区保育推進事業補助金	2,948,000	2,948,000
世田谷区保育所等における送迎バス等 安全対策支援事業補助金	2,062,390	2,000,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,280,000	2,280,000
世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業 補助金	28,422,163	16,462,900
若葉の詩保育園	44,667,869	34,785,370
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	10,303,000	10,303,000
世田谷区保育推進事業補助金	3,698,000	3,698,000
世田谷区保育所等における送迎バス等 安全対策支援事業補助金	1,125,373	1,125,000
世田谷区保育士等処遇改善助成金	2,650,000	2,650,000
世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業 補助金	26,891,496	17,009,370
合計	135,047,887	103,235,590

3 監査の結果

学校法人若山学園において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

学校法人若山学園は、幼稚園運営で培った経験を活かして体操指導や英語遊びなどを保育に取り入れている。さらに収穫体験やクッキング体験などの食育活動にも力を入れており、遊びや体験から得られる学びを大切にしている。加えて、在宅子育て支援や近隣の保育園、小学校等との交流を進めるとともに、法人内で連携した保育運営を行っている。引き続き、地域との交流を深めながら、質の高い保育の提供に努められたい。

株式会社ネス・コーポレーション

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

補助対象事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、ナーサリールームベリベアー用賀（世田谷区用賀二丁目 27 番 1 号 大東京ビル 3 階）ほか 1 施設における認証保育所の補助対象事業に関する令和 5 年度及び令和 6 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和 7 年 1 月 21 日

実施内容 株式会社ネス・コーポレーション及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和 6 年 11 月 12 日、29 日

実施内容 株式会社ネス・コーポレーション及び担当所管部である子ども・若者部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社ネス・コーポレーションの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

台東区上野一丁目 17 番 6 号 広小路ビル 3 階

② 沿革

平成 14 年 4 月 16 日に設立し、認可保育園・認証保育所の運営及び事業所内保育施設等の企画・委託運営を行っている。23 区内・川崎市で認可保育園・認証保育所を中心に 20 施設の運営を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和5年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
ナーサリールームベリーベアー用賀	87,786,872	54,635,790
世田谷区認証保育所運営費補助金	77,377,550	45,101,030
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	5,314,000	5,314,000
世田谷区保育力強化事業補助金	618,000	618,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	3,552,322	2,677,760
世田谷区保育士等処遇改善助成金	790,000	790,000
世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金	135,000	135,000
ナーサリールームベリーベアー久が原	52,742,712	1,559,760
世田谷区認証保育所運営費補助金	52,742,712	1,559,760
合計	140,529,584	56,195,550

3 監査の結果

株式会社ネス・コーポレーションにおいて、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社ネス・コーポレーションは、主体性保育を保育の中心に掲げ、「子ども会議」と称した園児同士の対話、コミュニケーションによる話す力・聴く力・相手を理解する力の育成に取り組んでいる。また、子どもの年齢に応じた床素材の導入、冷暖房・空気清浄機（加湿器）の完備など施設の充実を図るとともに荷物を少なくする工夫、口拭きタオルの園での洗濯、連絡帳・お便りにおけるアプリ活用など保護者の負担軽減にもこだわって取り組んでいる。加えて、区が令和6年4月から導入した未就園児保護者の孤立防止・育児不安軽減等に向けた未就園児の定期的な預かり事業についても積極的に導入している。引き続き、保護者のニーズに寄り添いながら、安心・安全な保育環境の中で園児一人ひとりを大切にして自主性をはぐくむ質の高い保育の提供に努められたい。

株式会社ホテルオークラエンタープライズ

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、スカイキャロット展望ロビー（世田谷区太子堂四丁目1番1号 26階）における管理運営に関する令和5年度及び令和6年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和7年1月21日

実施内容 株式会社ホテルオークラエンタープライズ及び今回監査対象とした公の施設であるスカイキャロット展望ロビーの担当所管部である世田谷総合支所への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和6年11月5日、13日

実施内容 株式会社ホテルオークラエンタープライズ及び今回監査対象とした公の施設であるスカイキャロット展望ロビーの担当所管部である世田谷総合支所への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和6年11月13日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社ホテルオークラエンタープライズの概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 内

② 沿革

昭和48年7月に設立し、ホテル、宿泊施設、料飲施設等の運営、業務の受託及び技術指導、食料品や飲料品及び保存食品の製造販売などを行っている。平成29年10月からスカイキャロット展望ロビーの指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、スカイキャロット展望ロビーについて、令和5年度から令和9年度まで、株式会社ホテルオークラエンタープライズを指定管理者として指定している。

令和5年度の指定管理料は、2,462万5,677円である。

また、本施設は利用料金制を導入しており、令和5年度の利用料金収入は1億7,088万9,531円である。

スカイキャロット展望ロビーの令和5年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	24,625,677	人件費	83,725,117
利用料金収入	170,889,531	施設維持管理経費	50,676,333
自主事業収入	904,456	事業費	50,681,294
		自主事業経費	536,920
		その他の支出	10,800,000
合計	196,419,664	合計	196,419,664
		収支差額	0

3 監査の結果

株式会社ホテルオークラエンタープライズにおいて、監査対象とした公の施設であるスカイキャロット展望ロビーの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、本指定管理では、新型コロナウイルス感染症の流行以降の利用料金収入の低下を受け、支出分との差額を指定管理料として支出しているが、指定管理者による自主的な運営や経営努力を発揮する効果が限定的になる可能性が懸念される。新型コロナウイルス感染症後の区民の行動変容や昨今の物価高騰等の環境変化を踏まえ、担当所管部は本施設における指定管理者制度の運用について検討されたい。

株式会社ホテルオークラエンタープライズは、グループの経営理念「親切と和」

と営業三大目標「Best A. C. S（施設・料理・サービス）」を基本とし、公の施設の管理運営の基本的な考え方に沿って企画、運営を行っている。訪れた顧客に「食」の提供を通じて「安らいでいただき、幸せな笑顔で帰られる、あたたかみのある快適な空間」を作り出すことで、スカイキャロット展望ロビーの魅力をさらに高めている。また、飲食提供以外の施設維持管理についても、万一の事態に備えた危機管理体制を整えるとともに、衛生管理の徹底やロビーでの訪問者への迅速な対応等、指定管理者として適切な運営を行っていると評価する。一方で、飲食提供施設で指定管理者制度の効果を発揮するためには、社会の変化に伴う新たな施設運営のあり方を模索する必要性が生じている。区民の貴重な財産である施設の特質を活かし、状況の変化に柔軟に応じた事業執行に努められたい。

社会福祉法人せたがや櫛の木会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、松原けやき寮（世田谷区松原六丁目 43 番 17 号 3 階）における管理運営に関する令和 5 年度及び令和 6 年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

① 監査委員による監査

実施日 令和 7 年 1 月 16 日

実施内容 社会福祉法人せたがや櫛の木会及び今回監査対象とした公の施設である松原けやき寮の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

② 事務局による監査

実施日 令和 6 年 11 月 6 日、14 日

実施内容 社会福祉法人せたがや櫛の木会及び今回監査対象とした公の施設である松原けやき寮の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

③ 公認会計士による会計書類調査

実施日 令和 6 年 11 月 14 日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人せたがや櫛の木会の概要は、次のとおりである。

① 団体の所在地

世田谷区代田一丁目 29 番 5 号

② 沿革

平成14年に社会福祉法人せたがや櫛の木会を設立後、区内で就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助等の15事業所を運営している。また、指定管理者として区内3カ所で施設を運営している。

令和3年度から松原けやき寮の指定管理者の指定を受け、管理運営委託業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、松原けやき寮について、令和3年度から令和7年度まで、社会福祉法人せたがや櫛の木会を指定管理者として指定している。

令和5年度の指定管理料は、2,683万7,665円である。

松原けやき寮の令和5年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	26,837,665	人件費	23,162,796
その他収入	1,632,530	施設維持管理経費	3,540,974
		事業費	1,766,425
合計	28,470,195	合計	28,470,195
		収支差額	0

3 監査の結果

社会福祉法人せたがや櫛の木会において、監査対象とした公の施設である松原けやき寮の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人せたがや櫛の木会は、障害があっても生まれ育った世田谷で「当たり前」に笑顔で生活できるように「支え続けることを法人の使命としており、利用者の主体性を尊重しながら、自立生活と社会参加の支援に取り組んでいる。松原けやき寮は、生活寮と短期入所の機能を併せ持つ施設である。生活寮では自立生活を目指した利用者の生活様式に合わせた支援を行い、短期入所においては重度障害者や様々な事情を持つ利用者も受け入れるなど、個々の利用者やその家族のニーズに対応した支援を行っていることを評価する。引き続き、障害者の立場に寄り添った支援、障害福祉サービスの提供に努められたい。